

芝浦工業大学校友会

関西支部会則

令和4年7月27日

芝浦工業大学校友会 関西支部会則

- 第 1 条 名 称 本会は芝浦工業大学校友会関西支部と称する。
- 第 2 条 目 的 本会は校友会会則第二章 第四条 に準じ、関西支部会員の親睦と情報交換の場となることとする。
- 第 3 条 事 務 局 本会の事務局は堺市堺区砂道町1-15-8 山根綜合社会保険労務士事務所内に置く。
- 第 4 条 会 員 本会の会員は、校友会会則第三章に基づく。原則として関西地区に住居、又は勤務先を有する者を以て会員とする。
- 第 5 条 役 員 本会に次の役員を置く。
- | | |
|--------------|----|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 2名 |
| (3) 事務局長(会計) | 1名 |
| (4) 幹事 | 4名 |
| (5) 相談役 | 2名 |
- 第 6 条 役員任期 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。
- 第 7 条 役員選出 本会の支部長、副支部長、事務局長(会計)、幹事、相談役の選出は総会に於いて選任する。
- 第 8 条 役員職務 支部長は本会を代表し会務を統括する。副支部長は支部長を補佐し会務を分担しその執行に当たる。又幹事は支部長、副支部長を補佐して会務を分担執行する。事務局長は総会開催日の連絡及び調整、会員名簿の作成改訂、会費徴収、会員の慶弔の連絡、会計報告等の執行にあたる。
- 第 9 条 総 会 総会は毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することがある。総会は支部長が召集する。尚会議の議長は支部長があたる。
- 第 10 条 承認事項 総会に提出してその承認を受けなければならない事項は次のとおりとする。
- | |
|---------------------|
| (1) 前年度の会務及び収支決算報告。 |
| (2) 新年度の収支予算。 |
| (3) 役員選任。 |
| (4) 会則の改廃。 |
| (5) その他重要事項 |
- 第 11 条 役員会 役員会は支部長の召集により開催し、会務の運営及び企画の審議に当たる。役員会は総会に変わって必要事項を議決する事ができる。役員会は、原則として2ヶ月に1回開催する。
- 第 12 条 会 議 会議の議決は出席会員の過半数の同意を以て決し可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 13 条 運 営 本会の運営費は年会費と寄付金及びその他の収入を以てあてる。

第 14 条 納 入 会員は会費を遅滞なく納入するものとする。

第 15 条 年 度 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日迄とする。

附 則 (1) 本会則は平成10年11月27日から施行する。

(2) 会費は年額 3000円とする。

(3) 会員本人の慶弔に対しては、役員会に於いて適宜決定するものとする。

役員組織表

支部長	松岡英治	(S54 建築)
副支部長	山根庸嘉	(H10 金属)
副支部長	桑原貴士	(H 5 建築)
幹 事	土屋賢一	(S47 建工)
幹 事	安田弘毅	(S41 金属)
幹 事	関谷雄一郎	(H 2 建工)
幹 事	古城雄一	(H 2 建工)
会 計	桐谷広二	(S62 建工院)
相談役	松田賢一郎	(S51 工化)
相談役	齋藤 隆	(S49 電工)